

○京都市消費生活条例第15条第1項の規定に基づく単位価格表示基準

昭和52年11月10日

告示第122号

京都市消費生活条例第15条第1項の規定に基づく単位価格表示基準

京都市消費生活条例第15条第1項に規定する単位価格表示基準を次のように定め、昭和53年1月10日から実施する。

1 品目等の指定

(1) 品目の指定

単位価格(商品ごとの質量、体積、長さ等の基準量当たりの価格をいう。)を表示すべき品目は、別表に掲げるものとする。ただし、銘柄、品種及び品質の異なる商品の詰合せ品は、対象としない。

(2) 基準量及び単位

単位価格の表示に用いる基準量及び単位は、別表に掲げるとおりとする。ただし、製造業者又は輸入業者が計量法に規定されている計量単位又は商慣習上の計量単位を用いている場合は、その単位で表示することができる。

2 表示方法の指定

(1) 表示の方法

単位価格を表示する方法は、次に掲げる方法の1又は2以上の組合せによるものとする。

ア 商品の包装にラベルをちょう付するなど直接に表示する方法

イ 商品の近くに下げ札又は置き札で表示する方法

ウ 商品の陳列だなにラベルをちょう付又は差込み表示する方法

エ 同種商品をまとめて一覧表にし表示する方法

(2) 表示事項

前項に規定する表示方法により表示する事項は、次のとおりとする。

ア 面前計量販売の場合

商品名、基準量及び単位、単位価格

イ その他の場合

商品名、基準量及び単位、単位価格、内容量、販売価格

(3) 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を当該商品の内容量で除して得た値の有効数字3けた(4けた目を四捨五入)に、別表の基準量を乗じて算出するものとする。

3 事業者の指定

単位価格の表示を行うべき事業者は、次のとおりとする。

- (1) セルフサービス方式による店舗の面積が100平方メートル以上の店舗で小売業を営む者
- (2) 店舗面積が3,000平方メートル以上の店舗において小売業を営む者。ただし、当該店舗における出店契約者で店舗の契約面積が100平方メートル未満のものを除く。
- (3) 消費生活協同組合法に基づく組合
- (4) 農業協同組合法に基づく組合及びその連合会

附 則(平成17年9月30日告示第325号)

改正後の基準は、平成17年10月1日から施行する。

別表

1 加工食品

品目名	基準量	単位
1 ジャム	100	グラム
2 チーズ	100	グラム
3 ベーコン	100	グラム
4 ハム	100	グラム
5 ソーセージ	100	グラム
6 たらこ	10	グラム
7 食用油	100	グラム
8 しょうゆ	100	ミリリットル
9 ソース	100	ミリリットル
10 マヨネーズ	100	グラム
11 ケチャップ	100	グラム
12 食酢	100	ミリリットル
13 化学調味料	10	グラム
14 風味調味料	10	グラム
15 砂糖	100	グラム
16 緑茶	10	グラム
17 紅茶	10	グラム
18 インスタントコーヒー	10	グラム
19 ココア	10	グラム
20 インスタント粉末クリーム類	10	グラム
21 果実飲料	100	ミリリットル
22 清涼飲料	100	ミリリットル
23 即席カレールー	10	グラム

2 生鮮食品

品目名	基準量	単位
1 ばれいしょ	100	グラム
2 にんじん	100	グラム
3 たまねぎ	100	グラム
4 バナナ	100	グラム
5 精肉	100	グラム

3 日用品

品目名	基準量	単位
1 合成洗剤	(粉末)	100 グラム
	(液体)	10 ミリリットル
2 粉末石けん	100	グラム
3 トイレットペーパー	10	メートル
4 ティッシュペーパー	10	枚
5 ちり紙	10	枚
6 シャンプー	10	ミリリットル
7 ヘアーリンス	10	ミリリットル
8 練歯みがき	10	グラム